

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生 ・公有水面埋立ての免許 ・一般競争入札の参加者の資格等 ・道路の供用開始（3件） ・道路の区域変更 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗の変更事項届出（5件） ・一般競争入札の実施 <p>◎ 対馬海区漁業調整委員会指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業法の規定による遊漁のまき餌釣りの制限 ・漁業法の規定によるあみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等での釣りにかかる遊漁案内行為の禁止 	<p>所管課（室）名</p> <p>漁 業 振 興 課 漁 港 漁 場 課 建 設 企 画 課 道 路 維 持 課 ”</p> <p>経 営 支 援 課 建 設 企 画 課</p> <p>対馬海区漁業調整委員会 ”</p>
--	---

告 示

長崎県告示第813号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年12月21日

長崎県知事 中村 法道

加入区

長崎市網場加入区

長崎県告示第814号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和3年12月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての免許年月日 令和3年12月13日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名
 - 名 称 対馬市
 - 所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
 - 代表者氏名 対馬市長 比田勝尚喜
 - 代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 3 埋立ての区域
 - (1) 位 置 長崎県対馬市美津島町根緒字根緒原陽73番12の地先公有水面

- (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
- (3) 面 積 188.73平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位 置 長崎県対馬市美津島町根緒字根緒原陽73番12及び同地先公有水面
 - (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 4,763.80平方メートル
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地

長崎県告示第815号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年12月21日

長崎県知事 中村 法道

1 業務名

電子入札システム運用管理業務委託（R4、R5年度）

（委託業務番号 3債建企委第3号）

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (5) この告示の日から開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (6) この告示の日から開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
 - (7) この告示の日以前6月から開札期日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
 - (8) この告示の日から開札期日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法、又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可が決定された者を除く。）
 - (9) 次に掲げる要件を満たしていない者
 - ア 平成28年度以降に、電子入札コアシステム（電子入札システムと同等のものも含む。）を用いた更新系システムの開発（改修を含む。）業務又は運用保守業務について完了させた実績を有すること。
 - イ 平成28年度以降に、電子入札コアシステム（電子入札システムと同等のものも含む。）を用いた更新系システムの開発（改修を含む。）業務の実績を有する場合は開発に従事した実績を有する技術者又は運用保守業務の実績を有する場合は運用保守に従事した実績を有する技術者を本業務の管理技術者として配置できること。なお、管理技術者は、本業務の契約期間中に受注者と直接的な雇用関係がなければならない。
- #### 3 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 2の(1)から(9)までのいずれかに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
 - (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。
 - (3) 審査事項は、以下のアからクまでとし、その対象とする区切り又は期間は、5の(1)の競争入札参加資格審

査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度とする。

ア 純資産の額	前事業年度の純資産の額
イ 年間売上高及び構成	前事業年度の年間売上高及び構成
ウ 従業員数	基準日の前日現在の従業員数
エ 従業員の構成及び技術者の状況	基準日の前日現在の従業員数
オ 営業年数	基準日の前日までの営業年数
カ 損益状況	前事業年度の損益状況
キ 財務比率	前事業年度末日現在における次に掲げる各比率

- (ア) 自己資本構成比率
- (イ) 資本負債比率
- (ウ) 流動比率
- (エ) 売上高総利益率

ク 2の要件

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請時期この告示の日から、令和4年1月14日（金）までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、下記のホームページからダウンロードし入手することもできる。

長崎県入札情報サービスポータルサイトの公告一覧へ掲載

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

(3) 申請書の提出方法

申請者は次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。なお、提出書類は原本とし、競争入札参加資格審査申請日から3月以内に発行されたものとする（イ、ウのイ、エのウ、ケ及びコを除く。）。

ア 誓約書（様式第2号）

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

エ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)まで

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

オ 県税に関し未納がないことを証する証明書

カ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

キ 印鑑届（様式第3号）

ク 口座振替申込書（様式第4号）

ケ 業務実績表（様式第5号）

2の(9)の(ア)に掲げる業務実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）及び業務内容が2の(9)の(ア)に掲げる実績を満たすことがわかる書類（仕様書等）を添付すること。

コ 配置予定技術者の資格及び経験（様式第6号）

2の(9)の(イ)に掲げる配置予定技術者の実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）、業務内容が2の(9)の(イ)に掲げる実績を満たすことがわかる書類（仕様書等）及び配置予定技術者の役割が分かる書類（従事職名、業務体制における位置付け、役割が分かる配置予定技術者の通知書、業務計画書等）を添付すること。

サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第7号）

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付

記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官史事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の規定により定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

[住所] 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

[名称] 長崎県土木部建設企画課技術情報班

[電話] 095-894-3023

FAX 095-894-3461

(6) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、受注実績を証する書類を提出した者は、長崎県に対し、受注実績を証する書類に記載のある相手方への事実確認のための照会を行うことを許諾したものとみなす。

(7) その他

ア 郵送による交付は行わない。

イ 郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による提出は可とする。ただし、令和4年1月14日午後5時必着とする。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第9号）により通知（郵送）する。

6 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が休日に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年3月31日までとする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第10号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

9 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じ、当該資格を当該事由の相手方である新たな事業者へ承継させたいときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第11号）に、別に定めるところにより関係書類を添えて提出して審査を受け、その承認を得なければならない。

- (1) 合併（会社法第748条）、吸収分割（同法第757条）若しくは新設分割（同法第762条）をしようとする場合若しくはした場合又は事業譲渡（同法第467条）若しくは営業権の移行をしようとする場合若しくはした場合
- (2) 営業譲渡（商法（明治32年法律第48号）第15条第1項）をしようとする場合若しくはした場合又は相続等

の場合

(3) 個人事業者が法人事業者となる場合又は法人事業者が個人事業者となる場合

10 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(5)又は(6)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

11 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争入札参加資格がないと認められた者は長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に準じ、契約担任者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。この場合において、同要綱の別表中「落札候補者のうち不適格と認められた者」を「競争入札参加資格がないと認められた者」と、「不適格と認めた理由」を「競争入札参加資格がないと認めた理由」と、「競争参加資格要件不適格通知書」を「資格審査結果通知書」と読み替える。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

(1) 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期限等

ア 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期限

資格審査結果通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

イ 上記回答期限

苦情申立期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

ウ 上記回答に対する再苦情申立期間

回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

(2) 問合せ先

4(5)の部局とする。

12 その他

(1) 入札制度関係要綱要領（長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱等）は、長崎県ホームページに掲載する。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/>

(2) 不明な点に関する問合せ先

4(5)の部局とする。

長崎県告示第816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 北野千々石線	雲仙市小浜町富津字平早2188番1地先から 雲仙市小浜町富津字平早2198番3地先まで	令和3年12月21日

長崎県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 北野千々石線	雲仙市小浜町富津字平早2198番3地先から 雲仙市小浜町富津字平早2172番1地先まで	令和3年12月21日

長崎県告示第818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 北野千々石線	雲仙市小浜町富津字迫尻97番1地先から 雲仙市小浜町富津字迫尻56番1地先まで	令和3年12月21日

長崎県告示第819号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路線名 長崎多良見線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市多良見町野川内631番1地先から 諫早市多良見町野川内631番1地先まで	前	11.8~12.1	5.5	
	後	12.3~12.9	5.5	

公 告**大規模小売店舗の変更事項届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年12月21日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス鹿町店
長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦259番1他

- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前) 代表取締役 宇野 正晃
(変更後) 代表取締役 横山 英昭
 - (4) 変更の年月日
令和3年8月24日
- 2 届出年月日
令和3年11月15日
 - 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課
 - 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年12月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス中里店
長崎県佐世保市上本山町869-1 外4筆
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前) 代表取締役 宇野 正晃
(変更後) 代表取締役 横山 英昭
 - (4) 変更の年月日
令和3年8月24日
- 2 届出年月日
令和3年11月15日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課
- 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年12月21日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス中里店
長崎県佐世保市上本山町869-1 外4筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社 コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
- (3) 変更しようとする事項
 - ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
（変更前）
午前10時
（変更後）
午前9時
 - ②来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）
午前9時45分から午後10時00分
（変更後）
午前8時45分から午後10時00分
- (4) 変更の年月日
令和3年12月1日

2 届出年月日

令和3年11月15日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年12月21日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス日野店
長崎県佐世保市日野町1938-1 他
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前) 代表取締役 宇野 正晃
(変更後) 代表取締役 横山 英昭
 - (4) 変更の年月日
令和3年8月24日
- 2 届出年月日
令和3年11月15日
- 3 関係書類の縦覧
- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年12月21日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス日野店
長崎県佐世保市日野町1938-1 他
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社 コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階
 - (3) 変更しようとする事項
 - ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前)
午前10時
(変更後)
午前9時
 - ②来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)
午前9時30分から午後10時30分
(変更後)
午前8時30分から午後10時30分
 - (4) 変更の年月日

令和3年12月1日

2 届出年月日

令和3年11月15日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

一般競争入札の実施（公告）

電子入札システム運用管理業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年12月21日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務番号 3債建企委第3号

(2) 委託業務名 電子入札システム運用管理業務委託（R4、R5年度）

(3) 履行場所 長崎県土木部建設企画課又は発注者が認めた場所

(4) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 業務概要 電子入札を適正に執行するための発注者及び受注者に対する業務支援並びに当該システムの運用管理

(6) 業務の仕様等 入札説明書による。

(7) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 1回目の入札書の提出方法は郵便（一般書留又は簡易書留）とする。なお、提出場所等については、9の入札の場所及び期日等による。なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者の責に帰すことができない特別な理由による郵便遅延が発生した場合は、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度、再々度の入札を行う場合がある。このため、再度、再々度の入札に参加する意思のあるものは、必ず開札に立ち会うこと。なお、立ち会う際には、競争入札の参加者の資格等に関する告示（令和3年長崎県告示第815号）に係る資格審査結果通知書又はその写しを開札会場で提示すること。

2 入札参加資格

競争入札の参加者の資格等に関する告示（令和3年長崎県告示第815号）に示した入札の参加審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

5の部局とする。

申請書は、長崎県入札情報サービスポータルサイトの公告一覧からダウンロードし入手することもできる。

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

なお、郵送による交付は行わない。

- (2) 提出期限、提出方法等
- ア 提出期限
令和4年1月14日午後5時までとする。
- イ 提出方法
5の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）によりアの提出期限内必着とする。
- ウ 申請に関する問合せ先
5の部局とする。
- 4 入札参加条件
- (1) 当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることなく、確実に履行できると見込まれる者であること。
- (2) 7の交付方法により入札説明書の交付を受けた者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県土木部建設企画課 技術情報班
(電話) 095-894-3023
(FAX) 095-894-3461
- 6 契約条項を示す場所
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法等
- (1) 入札説明書
- ア 期間 この公告の日から令和4年1月14日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 場所 5の部局とする。なお、郵送による交付は行わない。
- (2) 入札説明書等に対する質問
- ア 提出期間 この公告の日から令和4年1月27日午後5時まで（必着）
- イ 提出先 5の部局とする。
- (3) 質問に対する回答
- ア 回答期限 令和4年1月31日まで
- イ 回答方法
- ㍿ 個別事項は、当該者にファクシミリにて回答する。
- ㍿ 全参加者に関する事項は、長崎県入札情報サービスポータルサイトの公告一覧へ掲載する。
<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>
- (4) その他
- ア 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、持参する場合は正午から午後1時までを除くものとする。
- イ 入札説明会は行わない。
- ウ 入札説明書等に対する質問は、書面によるものとし、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）で行うこととするが、時間的に不可能でやむを得ない場合は電送（ファクシミリ）も可とする。ただし、電送後直ちに原本を郵送すること。なお、質問者は郵送又は電送（ファクシミリ）を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。
- エ 入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問の提出期間後の質問は受け付けない。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受理期限等
- (1) 提出場所 5の部局とする。
- (2) 受理期限 令和4年2月7日 午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 郵送（一般書留又は簡易書留により受理期限内必着のこと。）
- (4) 入札書について

- ア 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- イ 入札書の提出後は、書換え、撤回することができないこと。
- ウ 入札書の宛名は「長崎県知事 中村 法道」とすること。
- エ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- オ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- カ 1 回目の入札書の提出（郵送）については、下記のとおり2重封筒で提出すること。
- （ア）内封筒には入札書のみを入れ、封かんの上、封筒に委託業務番号、委託業務名、開札日、商号又は名称及び代表者名を記入すること。
- （イ）外封筒には、「入札書を入れた内封筒」と「資格審査結果通知書の写し」を入れ、封かんの上、封筒の表面又は裏面に開札日、委託業務番号、委託業務名、商号又は名称、代表者名、担当者の所属、担当者の氏名、連絡先（電話及びFAX）を記入すること。
- （ウ）内封筒のなかに複数の入札書が入っている又は入札書が入った内封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となるので、十分注意すること。
- （エ）入札書の「年月日」欄には入札書を作成した日又は郵送した日を記入すること。
- キ 1 回目の入札書の提出については代理人による入札を認めないこと。
- ク 2 回目以降の入札書の提出（開札会場で直接提出）については、入札書の提出は郵送でなく、直接提出すること。
- ケ 2 回目以降の入札に限り、代理人が入札することができ、その場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。
- 10 開札の場所及び期日等
- （場所）長崎県庁行政棟6階6A相談室
- （期日）令和4年2月8日 午前11時00分開始
- 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。
- （ア）3,000万円以上
- （イ）3,000万円未満1,000万円以上
- （ウ）1,000万円未満
- 入札保証金を納付する場合は、入札保証金納付申出書を令和4年1月25日午後5時までに5の部局へ持参又は郵送により提出すること。申出書提出後に県より交付される保管金受入決議書兼通知書及び保管金払込書により、入札保証金を最寄りの公金取扱銀行にて納付し、銀行の領収印が押印された領収書の写しを入札保証金納入届出書に添えて令和4年2月1日午前10時までに5の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、申出書及び届出書を郵送にて提出する場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）により各々の提出期限必着とする。
- 入札保証金の免除手続については、入札保証金免除申請書に必要書類を添えて3の(2)のアの提出期限までに5の部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便（一般書留又は簡易書留）により3の(2)のアの提出期限必着とする。
- (2) 契約保証金
- 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国（公社及び公団を含む。）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の契約については、契約金額を次の3段階に区分し判断すること。

㉮ 3,000万円以上

㉯ 3,000万円未満1,000万円以上

㉺ 1,000万円未満

12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済みの印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかであるものが入札したとき。

(9) 交付を受けた入札説明書を他の入札参加希望者に提供、賃貸又は閲覧に供した者（第三者を介して行った者を含む。）が入札したとき。

(10) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 契約の不締結等

落札者が、落札決定の日から契約締結の日の前日までの間において、2に掲げる告示の2に掲げる要件のいずれかに該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じて、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。

16 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争入札参加資格がないと認められた者又は落札者とされなかった者は長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に準じ、契約担任者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。この場合において、同要綱の別表中「落札候補者のうち不適格と認められた者」を「競争入札参加資格がないと認められた者」と、「不適格と認めた理由」を「競争入札参加資格がないと認めた理由」と、「競争参加資格要件不適格通知書」を「資格審査結果通知書」と読み替える。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

(1) 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期限等

ア 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期限

資格審査結果通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

イ 上記回答期限

苦情申立期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

ウ 上記回答に対する再苦情申立期間

回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

(2) 落札者とされなかった理由に対する苦情申立期間等

ア 落札者とされなかった理由に対する苦情申立期間

入札結果の公表を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

イ 上記回答期限

苦情申立期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

ウ 上記回答に対する再苦情申立期間

回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

(3) 問合せ先

5の部局とする。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

(5) 入札制度関係要綱要領（長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱等）等は、長崎県ホームページに掲載する。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/>

(6) 不明な点に関する問合せ先

5の部局等

18 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Operation management of Electronic bidding system.

(2) Fulfillment period:

March 31st, 2024

(3) Fulfillment place :

To be designated by the Public Works Department of Nagasaki Prefectural Government's Construction Planning Division or place approved by the orderer.

(4) Time-limit for tender :

5:00p.m. February 7th, 2022

(5) Date and time for the opening of tender :

11:00a.m. February 8th, 2022

(6) Point of Contact :

Construction Planning Division, Public Works Department, Nagasaki Prefectural Government.

3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL 095-894-3023

対馬海区漁業調整委員会指示

令和3年対馬海区漁業調整委員会指示第2号

対馬海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

なお、この指示は、令和4年1月1日から施行する。

令和3年12月21日

対馬海区漁業調整委員会
会長 部原 政夫

- まき餌の使用量の制限
遊漁者が使用できるまき餌の量は、1人1日、8キログラム以内とする。
- 釣獲量の制限
遊漁者がまき餌釣りによって釣獲できる重量は、1回の釣行における実釣日数にかかわらず1人1釣行、10キログラム以内とする。
- 時期及び時間の制限
遊漁者は、令和4年12月1日から翌年の3月31日までの期間、午後9時から翌日の午前6時まではまき餌を使用する釣りを行ってはならない。
- 遊漁船業者の周知
遊漁船業者は、当該遊漁船を利用する遊漁者に対して、1、2及び3の規定を書面により周知しなければならない。
- 指示期間
指示期間は、施行日から1年間とする。

令和3年対馬海区漁業調整委員会指示第3号

あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年12月21日

対馬海区漁業調整委員会
会 長 部原 政夫

- あみ等のまき餌釣りに係る遊漁案内行為の禁止等
対馬海区における共同漁業権の区域において、あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌釣遊漁案内行為」という。）を令和4年3月1日から令和5年2月28日まで禁止する。ただし、対馬海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業調整上の支障がないとして承認した船舶（以下「承認船舶」という。）を使用して行う場合は、この限りでない。
- 承認申請者
前項ただし書に規定する承認（以下「承認」という。）申請は、まき餌釣遊漁案内行為のために使用される船舶を使用する遊漁船業者が行うものとし、船舶ごとに別記1に定めるまき餌釣遊漁案内行為承認事務取扱要領に基づき、委員会の承認を受けなければならない。
- 承認の対象となる船舶
 - 第1号に規定する海域におけるまき餌釣遊漁案内行為に関し、対馬海区に共同漁業権を有する全漁業協同組合と対馬地区漁場利用協定（以下「漁場利用協定」という。）を締結した団体の構成員が使用する船舶
 - 前項の漁場利用協定と同等の内容のまき餌釣遊漁案内行為の規制を遵守する旨、委員会に対し誓約した者の使用する船舶
- 承認証の交付
委員会は、承認をしたときは、別記2に定めるまき餌釣遊漁案内行為承認証（以下「承認証」という。）を承認申請者に交付する。

5 承認証の備付義務

承認を受けた者は、承認船舶を使用して対馬海区における共同漁業権の区域において、まき餌釣遊漁案内行為を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。

6 遵守事項

承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 船釣りの場合、船舶に持ち込むあみ等のまき餌の総量は、一日あたり30キログラムを超えて持ち込ませてはならない。
- (2) まぐろ養殖漁場から300メートル以内では、まき餌釣遊漁案内行為をしてはならない。
- (3) まぐろ養殖漁場付近でサーチライトを使用してはならない。ただし、人命救助等緊急を要する場合を除く。この場合、速やかに関係漁業協同組合へ連絡を行うこと。

7 承認の取消し

委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反する行為があったときは、承認を取り消すことができる。

8 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認等に係る事項については、委員会が別に定める。

9 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年2月28日までとする。

別記1

まき餌釣遊漁案内行為承認事務取扱要領

令和3年対馬海区漁業調整委員会指示第3号に基づき、あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌釣遊漁案内行為」という。）の承認に関する事務の取扱等を以下のとおり定める。

第1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認等の事務処理は、対馬海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長の専決事項として処理し、会長は直近の委員会に結果を報告するものとする。

第2 承認の申請

まき餌釣遊漁案内行為の承認の申請をしようとする者は、まき餌釣遊漁案内行為承認申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて、対馬海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

なお、対馬海区における共同漁業権の区域におけるまき餌釣遊漁案内行為に関し、対馬海区に共同漁業権を有する全漁業協同組合との対馬地区漁場利用協定を締結した団体の構成員が使用する船舶については、当該団体の長が、様式第3号により申請ができる。

第3 承認をしない者

前項の規定にかかわらず委員会により承認を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者は承認をしない。

第4 承認申請の提出期限

- (1) 承認を受けようとする者は、原則として令和4年2月15日までに、必要な書類を委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。
- (2) (1)の提出期限までに、やむを得ない事情により提出ができなかった者は、当該行為の開始前15日前までに提出を行うものとする。

第5 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、まき餌釣遊漁案内行為承認証（以下「承認証」という。）を亡失、又はき損したときは、まき餌釣遊漁案内行為承認証再交付申請書（様式第4号）を速やかに事務局に提出しなければならない。

第6 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、返納届（様式第5号）により速やかに事務局に返納しなければならない。

第7 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が、漁業法第120条第11項の規定に基づく長崎県知事の命令に違反した場合

は、当該承認を取り消す。

別記2

	対海委第 号
まき餌釣遊漁案内行為承認証	
住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
1 まき餌釣遊漁案内行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 まき餌釣遊漁案内行為の区域	対馬海区の共同漁業権の区域
3 遊漁船業者登録番号	
4 使用する船舶	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号又は船舶検査済票の番号	
(3) 総トン数	
5 遵守しなければならない事項	
(1) 船釣りの場合、船舶に持ち込むあみ等のまき餌の総量は、一日あたり30キログラムを超えて持ち込ませてはならない。	
(2) まぐろ養殖漁場から300メートル以内では、まき餌釣遊漁案内行為をしてはならない。	
(3) まぐろ養殖漁場付近でサーチライトを使用してはならない。ただし、人命救助等緊急を要する場合を除く。この場合、速やかに関係漁業協同組合へ連絡を行うこと。	
(4) まき餌釣遊漁案内行為を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。	
上記のとおり承認する。	
年 月 日	対馬海区漁業調整委員会 会 長

様式第1号

まき餌釣遊漁案内行為承認申請書	
年 月 日	
対馬海区漁業調整委員会会長 様	
申請者	住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印
下記により、まき餌釣遊漁案内行為に係る対馬海区漁業調整委員会の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
記	
1 まき餌釣遊漁案内行為の期間	
2 遊漁船業者登録番号	
3 使用する船舶	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号又は船舶検査済票の番号	
(3) 総トン数	
4 添付書類	
・ 誓約書（様式第2号）	
備考：用紙は、日本工業規格A4とする。	

様式第2号

誓 約 書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

対馬海区における共同漁業権の区域において、あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為を行うにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 船釣りの場合、船舶に持ち込むあみ等のまき餌の総量は、一日あたり30キログラムを超えて持ち込ませません。
- 2 まぐろ養殖漁場から300メートル以内では、まき餌釣遊漁案内行為をしません。
- 3 まぐろ養殖漁場付近で、人命救助等緊急を要する場合を除き、サーチライトを使用しません。なお、緊急で使用する場合は、速やかに関係漁業協同組合へ連絡を行います。
- 4 当該遊漁船を利用する遊漁者に対して、次の(1)～(3)に記載する対馬海区漁業調整委員会指示事項を必ず周知します。
 - (1) 遊漁者が使用できるまき餌の量は、1人1日、8キログラム以内とする。
 - (2) 遊漁者があみ等のまき餌釣りによって釣獲できる重量は、1回の釣行における実釣日数にかかわらず1人1釣行、10キログラム以内とする。
 - (3) 遊漁者は、12月1日から翌年3月31日までの期間、午後9時から翌日の午前6時まではあみ等のまき餌を使用する釣りを行ってはならない。
- 5 共同漁業権を有する地元漁業協同組合とのトラブル防止に努めます。

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第3号

まき餌釣遊漁案内行為承認申請書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 団体名（名称及び代表者の氏名）
印

下記の会員について、まき餌釣遊漁案内行為に係る対馬海区漁業調整委員会の承認を受けたいので、申請します。

記

まき餌釣遊漁案内行為の期間	遊漁船業者登録番号	住所	氏名	船名	漁船登録番号又は船舶検査済票の番号	総トン数

備考：氏名を記入する場合、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第4号

まき餌釣遊漁案内行為承認証再交付申請書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記により、まき餌釣遊漁案内行為承認証の再交付を受けたいので、申請します。

記

1 承認番号

2 承認年月日 年 月 日

3 亡失（き損）の理由

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
(八九五)
二二二
一一一
四一

様式第5号

返 納 届

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記により、まき餌釣遊漁案内行為承認証を返納します。

記

1 承認番号

2 承認年月日 年 月 日

3 返納の理由

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト